

塩尻市立図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、塩尻市立図書館が所蔵する資料の除籍及び処分に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 資料の効率的な利用と適正な管理を図り、利用者の知的要求に応じた多種多様で特色ある蔵書構成を維持するために資料の除籍及び処分を実施する。

(除籍の対象資料)

第3条 除籍の対象とする資料及びその基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 亡失、不明資料

- ア 利用者が不可抗力による事故、災害、盗難等により亡失したもの
- イ 利用者の転出先等の不明により回収不可能と認められるもの
- ウ 蔵書点検において2年以上所在不明で、調査しても分からないもの
- エ 貸出中の資料で督促等の努力にもかかわらず、返却期限日から5年以上回収不能なもの
- オ 利用者の過失により亡失した資料で、同じ資料での弁償が不可能だったもの

(2) 汚損、破損資料

- ア 汚損、破損、書き込み等が甚だしく使用に耐えないもの
- イ 修理、製本によつての補修が困難、又は補修に要する費用より安価で同等の内容の資料が提供できる等、修理製本する必要のないもの
- ウ 利用者の過失により汚損、破損した資料で、同じ資料での弁償が不可能だったもの

(3) 不要資料

ア 図書

- (ア) 一般図書及び児童図書における学習に供する分野のうち、社会事情の変化により記述内容及び利用面において資料価値を失ったもの。ただし、事象の変遷や当時の統計、数値等、過去の出来事を調べる際に役立つ資料は除く。
- (イ) 受入後相当期間が経過している、又は複本、類書が多くある資料のうち、利用頻度が低下し、将来にわたり保存する必要のないもの。ただし、児童図書の実用書は、他の資料で代替可能な場合のみを対象とする。
- (ウ) 新版、改訂版又は同類資料の入手によつて、代替可能となった旧版資料等。なお、児童図書においては、当該分野の利用頻度、出版動向を考慮し、検討するものとする。
- (エ) 一般図書のうち、各分野で古典、名著、基本図書として評価が定まっている資料については留意する。
- (オ) 児童図書のうち、世代を超えて読み継がれているような評価が定まっている基本図書を除籍する場合は、最低でも2冊を残すものとする。評価が

定まっているかは、ブックリストや子どもの本の研究書等に掲載されているかどうかを目安とする。

イ 逐次刊行物

(ア) 別紙保存期間一覧に準じ、保存年限を過ぎたものは除籍対象とする。ただし、長野県図書館協会公共図書館部会の保存割当てによるものを除く。

(イ) 3年を経過した新聞。ただし、信濃毎日新聞、市民タイムス、長野日報、タウン情報等、郷土紙を除く。

ウ 視聴覚資料

(ア) 時間の経過により時代にそぐわなくなったもの

(イ) 音とびや雑音、画像の乱れが著しく、再生できない曲や場面が含まれるもの

(4) 前3号のほか、図書館長が特に必要と認めた資料
(除籍対象外の資料)

第4条 次の各号のいずれかに該当する資料は、原則として除籍、処分の対象としない。

(1) 地域資料、行政資料

(2) 筑摩書房、哲学書房の出版物（複本のあるものは除く）

(3) 統計、白書、年鑑、新聞縮刷版等の参考図書

(4) 特殊コレクション（ワイン、短歌、漆芸、松本山雅FC、図書館学関係）

(5) 類書がない、又は極端に少ない分野の資料

(6) 絶版等により入手困難な資料的価値の高い絵本

(7) 長野県内の図書館に所蔵のない資料のうち、絶版などにより入手困難な資料で研究に必要なもの

(除籍する資料の決定及び手続)

第5条 除籍資料の選定は、本館職員が行うものとする。

2 除籍資料の選定に当たっては、資料的価値、利用頻度、市民の要求等を総合的に検討し、蔵書構成に留意しながら慎重に行う。

3 除籍資料は、除籍基準に基づき抽出した除籍対象候補の中から選定し、図書館長が決定する。

4 資料を除籍及び処分しようとするときは、そのリストを作成し塩尻市財務規則第232条の規定により処理するものとする。

(除籍した資料の処分)

第6条 除籍資料は、次のとおり取り扱う。

(1) 有効活用できる資料については、リサイクル用の処理を施し、市内公共施設や市民等に無料で譲渡することができる。ただし映像資料は除く。

(2) 汚損、破損等による廃棄資料は、古紙又は廃棄物扱いとして、専門業者に処分を依頼する。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、資料の除籍に関する必要な事項は、図書館長

が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
(塩尻市立図書館資料除籍廃棄基準の廃止)
- 2 この基準の施行に伴い、「塩尻市立図書館資料除籍廃棄基準」を廃止する。